

栃木県公報

令和 4 (2022)年 6月21日(火) 号 外 第 35 号

|--|

条 例

○栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正	3
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	5
○栃木県手数料条例の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
○栃木県県税条例及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条	
例の一部改正	9
○栃木県都市公園条例の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
○栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例及びとちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使	
用料条例の一部改正	16

本号で公布された条例のあらまし

- ◇栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正(栃木県条例第 22号)
- 1 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用等の公費負担に係る限度額を引き上げることとしました。(第4条、第8条及び第11条関係)
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。
- ◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正(栃木県条例第23号)
- 1 景観法に基づく景観計画を定めた下野市の区域を栃木県景観条例の規定の一部を適用しない区域とすることに伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(別表第1関係)
- 2 この条例は、令和4(2022)年7月1日から施行することとしました。
- **◇栃木県手数料条例の一部改正**(栃木県条例第24号)
- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数 料及び変更認定申請手数料を新設することとしました。(別表第1関係)
- 2 この条例は、令和4 (2022) 年10月1日から施行することとしました。
- ◇栃木県県税条例及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正 (栃木県条例第25号)

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

- 1 栃木県県税条例関係
 - (1) 不動産を取得した者が一定期間内にその登記の申請をした場合における不動産取得税に係る申告を要しないこととしました。 (第80条関係)
 - (2) 所要の規定の整備をすることとしました。
- 2 栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例関係

県税(事業税、不動産取得税及び固定資産税)の課税免除措置及び不均一課税措置の適用期限を令和6(2024)年3月31日まで延長するとともに、その適用対象を地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後3年(現行2年)を経過する日までの間に特別償却設備を新設し、又は増設した者とすることとしました。(第2条関係)

- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、令和 5 (2023) 年 4 月 1 日から施行することとしました。ただし、 2 は、公布の日から施行することしました。
 - (2) 2は、令和4(2022)年4月1日から適用することとしました。

- (3) 所要の経過措置を規定することとしました。
- ◇栃木県都市公園条例の一部改正 (栃木県条例第26号)
- 1 栃木県総合運動公園の駐車場に利用料金制度を導入すること等のため、所要の規定の整備をすることとしました。(第12条、第14条の2、第15条及び別表第1関係)
- 2 この条例は、一部を除き、令和5(2023)年4月1日から施行することとしました。
- ◇栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例及びとちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例の 一部改正(栃木県条例第27号)
- 1 栃木県総合運動公園北・中央エリア、栃木県総合運動公園東エリア及びとちぎスポーツ医科学センターに 利用料金制度を導入するため、所要の規定の整備をすることとしました。(栃木県体育施設設置、管理及び 使用料条例第10条、第13条及び別表並びにとちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例題名、 第13条~第15条及び別表関係)
- 2 この条例は、令和5 (2023) 年4月1日から施行することとしました。

ю°

次に掲げる条例をここに公布する。

- 栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 栃木県県税条例及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 栃木県都市公園条例の一部を改正する条例 126459
- 管理及び使用料条例の一部を改正する条例 管理及び使用料条例及びとちぎスポーツ医科学センター設置、 栃木県体育施設設置、

和4年6月21日

町 \mathbb{H} 皿 栃木県知事

栃木県条例第22号

栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年栃木県条例第28号)の一部を次のように改正す 吹の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

簽 띰

改

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

という。) に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応 場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づ 候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条 の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者 じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する その他の者(以下この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」 当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 東は、

- 次に掲げる場合の 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- 当該選挙 運動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約に より2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補 者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。) のそれぞ れにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使 用に対し支払うべき金額(当該金額が1万6,100円を超える場合に 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 の合計金額 1万6,100円)

띰 改

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する 場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づ が回条 の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者 その他の者(以下この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」 第4条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。 き、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる

- 次に掲げる 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 定める金額 それぞれに 区分に応じ、 (5)
- 当該選挙 当該候補 のそれぞ 運動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約に れにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使 用に対し支払うべき金額 (当該金額が1万5,800円を超える場合に 者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。) より2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 の合計金額 1万5,800円) 1

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 (当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。) が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる<u>場合の</u>区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて注第142条第1項第3号又は第4号の確成のをの区分に応じそれぞれ同項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内のもの区分に応じそれぞれ同項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内のもの区分に応じそれぞれ同項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者がらの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>7円73銭</u> (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>38万6,500</u> <u>円と5円18銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金 額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。) (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第11条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条 の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポス

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 (当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 (当該選挙運動用自動車 (これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7.560円に当該候補者につき 法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に連するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条 の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払 うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚 当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる 区分に応 じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該 各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該 格数(当該候補者を通じて注第142条第1項第3号又は第4号の確率の 区分に応じそれぞれ同項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内のもの であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申 請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場 らに限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラ の作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円51銭 (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 37万5,500 円と5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポス

ターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる<u>場合の</u>区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超えるとき は、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの存成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの存成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの存成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの存成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの存成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの存成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの行成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの行成を業とする者からの言葉に基づき、当該ポスターの行成を業とする

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 31 万6,250円と541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額 との合計金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た 金額(1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。次 号において同じ。)
-) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 58 万6,905円と28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額との合 計金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

ターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる 区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を<u>超える場合</u> には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用 ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター 掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員 会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確 認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用す る第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター の作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とす る者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 3<u>1</u>万500円と525円6銭 に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)
- (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 51 万3,030円と27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

解 则

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日(以下「施行日」 施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。 改正後の栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、 う。)以後その期日を告示される選挙について適用し、

2

栃木県条例第23号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年栃木県条例第31号)の一部を次のように改正する。 かの表の形に前の欄に掲げく相伝を同表の光下後の欄に掲げく相伝に下鎖を示すしなげあにする

別表第 1 (第2条、第3条関係) 正一35 略 正一35 略 正一35 略 正一35 略 正一35 略 工一35 略 工一35 略 工一35 略 工一35 の2 栃木県景観条例 (以下この項において「条例」 大田原市、矢という。) 及び条例の施行のための規則に基づく事務 板市 という。) 及び条例の施行のための規則に基づく事務 板市 のうち、次に掲げるもの のうち、次に掲げるもの (1)~(6) 略 及び市員町 (1)~(6) 略 (1)~(6) 略 本のうち、次に掲げるもの (1)~(6) 略 本のうち、次に掲げるもの (1)~(6) 略		1	
	띰		띰
	別表第1 (第2条、第3条関係)		別表第1 (第2条、第3条関係)
	1~35 略		1~35 略
行のための規則に基づく事務 板市 という。) 及び条例の施行のための規則に基づく事務 及び市貝町 のうち、次に掲げるもの (1)~(6) 略	35の2 栃木県景観条例(以下この項において「条例」 大田原市	头	35の2 栃木県景観条例(以下この項において「条例」 大田原市、矢
及び市貝町 のうち、次に掲げるもの (1)~(6) 略	行のための規則に基づく事務		行のための規則に基づく事務
		量	
	(1)~(6)		(1)~(6) 略

(6)

 $350.3 \sim 42$

 $350.3 \sim 42$

亖 逶

物へ帰于数科案例(暗4431年伽不帰案別弗1号)の一 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄	の一音 5の欄(郛を次のように改正する。 c掲げる規定に下線で示すように改正する。	
五 数	簽	改	温
別表第1(第2条、第3条、第5条関係	※)	別表第1 (第2条、第3条、第5条	条関係)
事務	金額	事務	金額
1~480 路		1~480 略	
481 長期優良住宅の普及の促進に	次に掲げる審査の区分に応じそれ	481 長期優良住宅の普及の促進に	次に掲げる審査の区分に応じそれ
関する法律(平成20年法律第87	ぞれ次に定める金額を合算した金	関する法律(平成20年法律第87	ぞれ次に定める金額を合算した金
号) 第5条第1項から第7項ま	額	号) 第5条第1項から <u>第5項</u> ま	額
での規定に基づく長期優良住宅	1 長期優良住宅建築等計画の認	での規定に基づく長期優良住宅	1 長期優良住宅建築等計画の認
建築等計画又は長期優良住宅維	定の申請に対する審査 次に掲	建築等計画	定の申請に対する審査 次に掲
特保全計画の認定の申請に対す	げる場合の区分に応じ、それぞ	の認定の申請に対す	げる場合の区分に応じ、それぞ
る審査	れ次に定める金額	る審査	れ次に定める金額
	(1) 新築の場合 次に掲げる場		(1) 新築の場合 次に掲げる場
	合の区分に応じ、それぞれ次		合の区分に応じ、それぞれ次
	に定める金額		に定める金額
	ア 当該長期優良住宅建築等		ア 当該長期優良住宅建築等
	計画の申請に係る住宅の構		計画の申請に係る住宅の構
	造及び設備が長期使用構造		造及び設備が長期使用構造
	等である旨が記載された確		等である旨が記載された確
	認書(住宅の品質確保の促		認書(住宅の品質確保の促
	進等に関する法律第6条の		進等に関する法律第6条の
	2第3項に規定する確認書		2第3項に規定する確認書
	をいう。 <u>以下この項</u> 及び次		をいう。(2) 及び次
	頃において同じ。)若しく		頃において同じ。)若しく
	は住宅性能評価書(同法第		は住宅性能評価書(同法第
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		

性能評価書をいう。	2 略 次に掲げる審査の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 1 略
	481の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査
性能評価書をいう。以下こ の項及び次項において同 じ。)又はこれらの写しの 添付があった場合 次に掲 げる場合の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額 (7)・(4) 略 2 長期優良住宅維持保全計画の 認定の申請に対する審査 次に 程ばる場合の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 (1) 当該長期優良住宅維持保全計画の をれ次に定める金額 (1) 当該長期優良住宅維持保全計画の をれ次に定める金額 (1) 当該長期優良住宅維持保全計画の をれ次に定める金額 しくは住宅性能評価書又はこ れらの写しの添付があった場 からの写しの添付があった場 からの写しの添付があった場 からの写しの添付があった場 をある目が記載された確認書者 しくは住宅性能評価書又はこ れらの写しの添付があった場	(2) (1)以外の場合 1の(2)の イに規定する金額 3 略 次に掲げる審査の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 額 1 略 変更の認定の申請に対する審査がに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該長期優良住宅維持保全計画の次配の申請に係る住宅計画の変更の申請に係る住宅計画の変更の申請に係る住宅 の構造及び設備が長期使用構造を活きます。
	481の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

は、6,000円)、新たに設置する建築設備にあっては前項の右欄の2の(3)に規定する金額

(小荷物専用昇降機について

認書者しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付があった場合前項の右欄の2の(1)に規定する金額の2分の1に相当する金額

 (2)
 (1)以外の場合
 前項の右欄

 の2の(2)に規定する金額の2
 分の1に相当する金額

3 1の申請に併せて行う建築基 準法第6条第1項に規定する建 築基準関係規定に適合するかど うかの審査の申出に対する審査 次に掲げる金額を合算した金

夠

(1) 床面積 (建築物の計画の変更に係る部分にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の 2分の 1、床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積)の合計に立い、前項の右欄の 3の(1)に

(2) 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物に ついては、前項の右欄の3の (2)に規定する金額

(3) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物については、当該建築設備にあっては当該変更した建築設備にあっては当該変更に係る一の建築設備ごとに8,000円(小荷物専用昇降機については、6,000円)、新たに設置する建築設備にあっては前項の五橋の3の(3)に規定する金額

2 1の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金額 (1) 床面積 (建築物の計画の変

更に係る部分にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分にあっては当該増加

応じ、前項の右欄の2の(1)に

する部分の床面積)の合計に

る建築物に該当する建築物に

ついては、前項の右欄の2の

(2) に規定する金額

(2) 構造計算適合性判定を要す

規定する金額

(3) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物については、当該建築設備の計画を変更した建築設備にあっては当該変更に係る一の建築設備にといるを表によい。000円

第1項 きこれらの規定の適用があるべき旨その他知事が必要と認める事項を付 の申告書を提出する者で法第73条の14第1項 又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につ 第2項の規定は、前項の規定により第1項の申告書の提出に代わるも の申告書が提出された場合について準 当該不動産を取得した日から60日以内 前条第4項並びに第5項各号列記以外の部分及び同項第1号ただ し書の規定による申出を行おうとする者は、第80条第1項の規定による 申告書を提出する際、併せて次に掲げる事項を記載した申出書を知事に に、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町村長 (文書学事課) の申告書を提出することにより、 栃木県県税条例及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例 (専有部分の床面積の割合の補正の方法の申出) を経由して、知事に提出しなければならない。 (不動産取得税の課税標準の特例に係る申告) 温 の申告書の提出に代えることができる。 出 第80条 不動産を取得した者は、 (不動産の取得に係る申告等) 改 提出しなければならない。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 のとして第80条第1項 記した第80条第1項 密 第80条第1項 $4810 3 \sim 517$ $(1) \sim (3)$ 密 用する。 の一部を次のように改正する。 第76条 第74条 袮 靊 4 \mathfrak{C} $^{\circ}$ きこれらの規定の適用があるべき旨その他知事が必要と認める事項を付 当該不動産を取得した日から60日以内 に、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町村長を経由して、知事に提出しなければならない。
方だし、当該不動産の取 前条第4項並びに第5項各号列記以外の部分及び同項第1号ただ 第80条第1項又は第2項の申告書を提出する者で法第73条の14第1項 又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につ 記した第80条第1項又は第2項の申告書を提出することにより、第1項 のとして第80条第1項又は第2項の申告書が提出された場合について準 次に掲げる事項を記載した申出書を知事に 第2項の規定は、前項の規定により第1項の申告書の提出に代わるも 栃木県県税条例(平成17年栃木県条例第5号) (専有部分の床面積の割合の補正の方法の申出) 令和4年10月1日から施行する。 (不動産取得税の課税標準の特例に係る申告) 簽 し書の規定による申出を行おうとする者は、 の申告書の提出に代えることができる。 出 第80条 不動産を取得した者は、 (栃木県県税条例の一部改正) (不動産の取得に係る申告等) 改 提出しなければならない。 盤 栃木県条例第25号 この条例は、 481003 - 517亖 $(1) \sim (3)$ 密 逶 第1条 第76条 備札 第74条 $^{\circ}$

得について、当該期間内に不動産登記法 (平成16年法律第123号) 第18条 (申請の方法) の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合 (同法第25条 (申請の却下)の規定により当該申請が却下された場合を除く。) は、この限りでない。

 $(1) \sim (3)$

- 2 前項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収に 関し必要があるときは、不動産を取得した者に対し、同項各号に掲げる 事項を記載した申告書の提出を求めることができる。
- 3 法第73条の4から法第73条の7まで(用途による不動産取得税の非課税)及び法附則第10条(不動産取得税の非課税)の規定に該当する不動産の取得をした者は、当該不動産の取得がこれらの規定に該当することを証する書類その他知事が必要と認める書類を前2項の規定により提出すべき申告書に添付しなければならない。

4

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第81条 市町村長は、法第73条の18第4項 (不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)の規定により不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合には

一、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後における当該不動産の増築、改築、損壊、地目の変換その他特別の事情による変化及びその他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を併せて知事に通知するものとする。

(不動産取得税の徴収猶予の申告)

第83条 法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項(法第73条の27の5第2項及び第73条の27の5第2項において準用する場合を含む。)及び第73条の27の6第2項(住宅の用に供する土地等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)の規定により徴収猶予を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申告書にこれらの規定に該当することを証する書類を添けして

これを知事に提出しなければならない。

$(1) \cdot (2)$

の一部を次のように改正する。 栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成28年栃木県条例第11号) (栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正) 2 然 괦

(1)~(3) 器

2 法第73条の4から法第73条の7まで(用途による不動産取得税の非課稅)及び法附則第10条(不動産取得稅の非課稅)の規定に該当する不動産の取得をした者は、当該不動産の取得がこれらの規定に該当することを託する書類その他知事が必要と認める書類を前項の規定により提出すべき申告書に添付しなければならない。

3 密

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知) 第81条 市町村長は、法<u>第73条の18第3項</u> (不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)の規定により不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合においては報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合において は、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳に登録をれた価格、固定資産課税台帳に登録後における当該不動産の増築、改築、損壊、地目の変換その他特別の事情による変化及びその他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を併せて知事に通知するものとする。

(不動産取得税の徴収猶予の申告)

第83条 法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項(法第73条の27の5第2項及び第73条の27の5第2項の7第2項において準用する場合を含む。)及び第73条の27の6第2項(住宅の用に供する土地等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)の規定により徴収猶予を受けようとする者は
 基項を記載した申告書にこれらの規定に該当することを証する書類を添付して、第80条第1項の規定により当該不動産の限得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

滚

出

改

(事業税の不均一課税)

する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、当該認定 4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により同条第1項 以下「省令」という。)第2条第1号に規定する特別償却設備(以下 却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備を事業の用に供 した日(以下「供用日」という。)の属する年又は事業年度以後の各年 又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるも 定により計算した額に対して課する事業税の税率を、栃木県県税条例 第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項の 地域再生計画 (同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業 務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された 日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の 日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。)から<u>令和</u> に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同 条第4項に規定する認定事業者(同条第1項第1号に掲げる事業を実施 を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って地域再生法 「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償 のをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第3条の規 (平成17年栃木県条例第5号。以下「県税条例」という。)第56条(県 税条例附則第24条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)及 び第63条の規定にかかわらず、当該各条に規定する税率に、次の各号に 掲げる年又は事業年度の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた税 第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。 知事は、地方活力向上地域内において法第5条第18項 温 出 赼 率とすることができる。 (事業税の不均一課税) 泚 を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って地域再生法 した日(以下「供用日」という。)の属する年又は事業年度以後の各年 地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業 務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された 日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の 日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。)から<u>令和</u> 6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により同条第1項 に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同 <u>年</u>を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取 り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、当該認定 以下「省令」という。)第2条第1号に規定する特別償却設備(以下 却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備を事業の用に供 又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるも のをいう。) のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第3条の規 定により計算した額に対して課する事業税の税率を、栃木県県税条例 当該各条に規定する税率に、次の各号に 掲げる年又は事業年度の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた税 知事は、地方活力向上地域内において法第5条第18項(法第7条 第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項の 条第4項に規定する認定事業者 (同条第1項第1号に掲げる事業を実施 する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3 「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償 (平成17年栃木県条例第5号。以下「県税条例」という。)第56条(県 税条例附則第24条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)及 第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。

 $(1) \sim (3)$

率とすることができ

び第63条の規定にかかわらず、

(施行期日等)

令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条、次項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。 この条例は、

 $(1) \sim (3)$

第2条の規定による改正後の栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用 κο[°] $^{\circ}$

(12)

この条例の

施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお 第76条第3項及び第4項、第80条第1項から第3項まで並びに第83条の規定は、 第1条の規定による改正後の栃木県県税条例第74条、 (栃木県県税条例の一部改正に伴う経過措置) 従前の例による。

(栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

後に特別償却設備(地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)第2条第1号に規定する特別償却設備をい 第2条の規定による改正後の栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第2条の規定は、令和4年4月1日以 う。以下同じ。)を新設し、又は増設した者について適用し、同日前に特別償却設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

栃木県条例第26号

栃木県都市公園条例の一部を改正する条例

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 栃木県都市公園条例(昭和49年栃木県条例第6号)の一部を次のように改正する。

法第5 条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第 第12条 栃木県総合運動公園の駐車場を利用する者は別表第1に、 温 出 改 (使用料) 法第5 法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第 筬 띰 改 条第1項、 (使用料)

S

別表第2に掲げる額の使

3項の許可を受けて都市公園を使用する者は

3項の許可を受けて都市公園を使用する者は、別表第2に掲げる額の使

用料を納付しなければならない。

 α

用料を納付しなければならない。

有料公園施設等 (第12条第1項の規定により使用料を納付す を利用する者は、当該利用に係る料金(以下「利用料 金」という。)を指定管理者に支払わなければならない るものを除く。 (利用料金) 第14条の2

坐

(栃木県総合運動公園北・中央エリアの管理等)

第15条 第7条第2項及び第3項、第11条の2、第11条の3、第14条の2 並びに第14条の3の規定にかかわらず、栃木県総合運動公園北・中央エ リア及び栃木県総合運動公園東エリアの管理及び使用料について必要な 事項は、別に条例で定める。 について必要な

 $^{\circ}$

(利用料金)

有料公園施設等 第14条の2 当該利用に係る料金(以下「利用料 を指定管理者に支払わなければならない。 を利用する者は、 金」という。

密 $2\sim4$

並びに第14条の3の規定にかかわらず、栃木県総合運動公園北・中央エ 第7条第2項及び第3項、第11条の2、第11条の3、第14条の2 (栃木県総合運動公園北・中央エリアの管理等)

別に条例で定める。 事項は、

リア及び栃木県総合運動公園東エリアの管理

密 $^{\circ}$

		—————————————————————————————————————	合のは用部で	4000 1400 3分	今の は 田 龍 か	4 4 5 5 5 5 6 7 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	合のは用
	使用の場合	用	日中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって <u>使用する</u> ときは、日中使用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	日中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって <u>使用する</u> ときは、 <u>日中使用時間</u> に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	日中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって <u>使用する</u> ときは、日中使用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	日中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって <u>使用する</u> ときは、日中使用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	日中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合場合は200円、6時間を超える場合は300円、7だ1、
(ξ)	Y	位使	秦 回	КП	承 回		●
第12条関係 <u>)</u> 動公園	匣	唐	普通自 車 1台1	大型バス 1台1回	普 車 1 1 1	大型バス 1台1回	県 乗
<u> 1m1 </u>	団体使用 の 場 合	1	142, 000 円		102, 000 田		
別表第1 (第7条、 1 栃木県総合道 (1)・(2) 略 (3) 駐車場	医分区分	施設名	北第1駐 車 場		北第2駐 車 場		
	人利用の場合	基準額	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって <u>利用する</u> ときは、1日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって <u>利用する</u> ときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円、ただし、夜間にわたって利用
公園	匣	単 位	普通自動 車 1台1回	大型バス 1台1回	普通自動 車 1 台 1 回	大型バス 1台1回	華 連 車
別表第1 (第7条関係) 1 栃木県総合運動公園 (1)・(2) 略 (3) 駐車場	団体利用 の場合	1 В	142, 000 円		102, 000 円		
表第1 <u>(第</u> 1 栃木県 (1)・(2) (3) 駐車	(1) · (2) (3) 駐車場 利用 団体 区分 00 施設 名		北第1駐 車 場		北第 2 駐 車 場		

<u>する</u> ときは、 <u>日中使用時間</u> に係る部 分の額に1,000円を加算した額とす る。	日中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって <u>使用する</u> ときは、日中使用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	日中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって <u>使用する</u> ときは、日中使用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	日中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって <u>使用する</u> ときは、日中使用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	日中使用時間が、2時間までの場合 は無料、2時間を超え6時間までの 場合は200円、6時間を超える場合は 300円。ただし、夜間にわたって <u>使用</u> するときは、日中使用時間に係る部 分の額に1,000円を加算した額とす る。	日中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって <u>使用するときは、日中使用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。</u>	日中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって使用
1台1回	大型バス 1台1回	普通自動 車 1台1回	大型バス 1台1回	普通自動 車 1台1回	大型バス 1台1回	普通自動車
124, 000 H		390, 000 H		209, 000 H		
北第3駐 車 場		西駐車場		南第1駐車 場		
<u>する</u> ときは、 <u>日中利用時間</u> に係る部 分の額に1,000円を加算した額とする。	<u>日中利用時間</u> が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	<u>日中利用時間</u> が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって利用するときは、 <u>日中利用時間</u> に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	<u>日中利用時間</u> が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用
1台1回	大型バス 1台1回	普通自動 車 1 台 1 回	大型バス 1台1回	普通自動 車 1台1回	大型バス 1台1回	幸 車
124, 000		390, 000		209, 000 H		
北第3駐 車 場		西駐車場		南第1駐 車 場		
— = =		'				

-					_
<u>する</u> ときは、 <u>日中使用時間</u> に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。 <u>日中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって使用する</u> ときは、 <u>日中使用時間</u> に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	日中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって <u>使用する</u> ときは、日中使用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	日中使用時間が、2時間までの場合は1,000 は無料、2時間を超える場合は1,000 円。ただし、夜間にわたって使用するときは、日中使用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	日中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって使用するときは、日中使用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	 □中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって使用するときは、100円を加算した額とする。 	日中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって <u>使用</u>
1台1回 大型バス 1台1回	普通自動 車 1 合 1 回	大型バス 1台1回	普通自動 車 1 合 1 回	大型バス 1台1回	普通自動車
163, 000 用	ı		372, 000		
車 第 2 器 場	南管理用駐 車 場		東 第 1 場		
<u>する</u> ときは、 <u>日中利用時間</u> に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。 日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって利用するときは、1000円を加算に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。7が10円の10円の10円の10円の10円の10円の10円の10円の10円の10円の
1 台 1 回 大型バス 1 台 1 回	普通自動 車 1 台 1 回	大型バス 1台1回	普通自動 車 1 合 1 回	大型バス 1 台 1 回	普通自動車
163,000	ı		372, 000 用		
車 第 2 駐 場	南管理用 駐車場		東第1 基 場		

日中使用時間とは、午前6時から午後9時30分までにおいて継続

午前6時から午後9時30分までをいう。

1日とは、

備考

2

4

日中使用時間に係る部分の額とは、次に掲げる場合の区分に応

夜間とは、午後9時30分から翌日の午前6時までをいう。

して使用する時間をいう。

Ŋ

9

(1) 日中使用時間(夜間にわたって使用するときの午後9時30分に

じ、それぞれ次に定める額をいう。

おける日中使用時間に限る。以下同じ。)が2時間までの場合

(2) 普通自動車の日中使用時間が2時間を超え6時間までの場合

٠,		1
	16	١

<u>間</u>に係る部 した額とす

間に係る

までの場合 場合は1,000 って使用す 元係る部分

額とする。

1台1回 <u>する</u> ときは、 <u>日中使用時</u> 分の額に1,000円を加算 る。	日中使用時間が、2時間 は無料、2時間を超える場 円。ただし、夜間にわた・ るときは、日中使用時間 の額に1,000円を加算した
1台1回	大型バス 1台1回
294, 000 H	
東第2駐 車 場	
<u>する</u> ときは、 <u>日中利用時間</u> に係る部 分の額に1,000円を加算した額とする。	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって利用するときは、100円を加算に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
1台1回	大型バス 1台1回
294, 000 H	
東第2駐車	

価が

- <u>午前5時</u>から午後9時30分までをいう。 1日とは、
- 2
- 午前5時から午後9時30分までにおいて継続 して利用する時間をいう。 日中利用時間とは、 4
- 夜間とは、午後9時30分から翌日の午前5時までをいう。 2
- 日中利用時間に係る部分の額とは、次に掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ次に定める額をいう。 9
 - (1) 日中利用時間(夜間にわたって利用するときの午後9時30分に おける日中利用時間に限る。以下同じ。)が2時間までの場合
- (2) 普通自動車の日中利用時間が2時間を超え6時間までの場合
- (3) 普通自動車の日中利用時間が6時間を超える場合 300円
- 駐車場を個人で利用する場合で、利用開始日の翌日の午前5時後 当該午前5時以後の継続して利用する時間24時間までごとの利用を にわたって \overline{A} 用するときは、当該 $\overline{4}$ 前5時までの \overline{A} 用を $\overline{1}$ 回とし、 (4) 大型バスの日中利用時間が2時間を超える場合 1,000円 それぞれ1回として計算するものとする。

使用開始日の翌日の午前6時後

300日

当該午前6時以後の継続して使用する時間24時間までごとの使用を

それぞれ1回として計算するものとする。

6

 α

にわたって使用するときは、当該午前6時までの使用を1回とし、

(4) 大型バスの日中使用時間が2時間を超える場合 1,000円

7 駐車場を個人で使用する場合で、

(3) 普通自動車の日中使用時間が6時間を超える場合

图 6 7

亖 玄

合和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1栃木県総合運動公園の部(3)駐車場の項備考の改正規定(「午前6時」を 令和4年7月1日から施行する。 前5時」に改める部分に限る。)は、 この条例は、

都市整備課)

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例及びとちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例 管理及び使用料条例の一部改正) (栃木県体育施設設置、 栃木県条例第27号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例(平成5年栃木県条例第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 第1条

改 (使用料)

筬

出

第10条 栃木県グリーンスタジアムの許可利用者

める使用料を納付しなければならない。

密 $^{\circ}$ (利用料金)

第13条 利用者(栃木県グリーンスタジアムの許可利用者

く。)は、当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管 理者に支払わなければならない。

密 ი • 第13条関係) 別表 (第10条、

 $1 \sim 6$

栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用料金の基準額

 $(1) \sim (6)$

冥 (7) 附属設備及び器 貊 豐 革 尔 $|\times|$ 盤

備粘

 $1 \cdot 2$

やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後9時後に陸上 競技場若しくはトレーニング室を専用利用する場合又は陸上競技 場の会議室若しくはラウンジを利用する場合の利用料金の基準額 は、当該午前8時30分前又は午後9時後の利用時間1時間につ き、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場 合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を 切り捨てるものとする。

定められている利用料金の基準額の7分の2に相当する額、午 後9時後の利用にあっては午後6時から午後9時までにつき定 (1) 陸上競技場、トレーニング室及び陸上競技場の会議室 午前 8時30分前の利用にあっては午前8時30分から正午までにつき

改

温

出

第10条 栃木県グリーンスタジアムの許可利用者及び栃木県総合運動公園 北・中央エリア又は栃木県総合運動公園東エリアの利用者は、別表に定 (使用料)

S

別表に定

ť

める使用料を納付しなければならない。

(利用料金)

を除

第13条 利用者(栃木県グリーンスタジアムの許可利用者及び栃木県総合 運動公園北・中央エリア又は栃木県総合運動公園東エリアの利用者を除 く。)は、当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管 理者に支払わなければならない。

密 2 · 3 **別表**(第10条、第13条関係)

 $1 \sim 6$

7 栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料

 $(1) \sim (6)$

(7) 附属設備及び器具

菜 Щ 闽 尔 $|\times|$ 盤

備粘

 $1 \cdot 2$

やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後9時後に陸上 競技場若しくはトレーニング室を専用利用する場合又は陸上競技 は、当該午前8時30分前又は午後9時後の利用時間1時間につ 場の会議室若しくはラウンジを利用する場合の使用料

き、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場 合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を 切り捨てるものとする。

の7分の2に相当する額、午 後9時後の利用にあっては午後6時から午後9時までにつき定 8時30分前の利用にあっては午前8時30分から正午までにつき (1) 陸上競技場、トレーニング室及び陸上競技場の会議室 定められている使用料の額

- められている<u>利用料金の基準額の3分の1</u>に相当する額
- (2) ラウンジ 午前8時30分から午後9時までの時間1回につき 定められている利用料金の基準額の25分の2に相当する額
 - 4 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後6時後に第2 陸上競技場、野球場(本球場)、野球場A、野球場B、野球場 C、ウォームアップ場、サッカー・ラグビー場、相撲場、多目的 広場(投てき場)若しくは多目的広場(クレイ)(以下「第2陸 上競技場等」という。)若しくはテニスコートを専用利用する場 合又は第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー 場、テニスコート若しくは多目的広場(投てき場)の会議室を利 用する場合の利用料金の基準額は、当該午前8時30分前又は午後 6時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を 乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端 数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- (1) 第2陸上競技場等並びに第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場、テニスコート及び多目的広場(投てき場)の会議室 午前8時30分前の利用にあっては午前8時30分から正午までにつき定められている利用料金の基準額の7分の2に相当する額、午後6時後の利用にあっては正午から午後6時までにつき定められている利用料金の基準額の6分の1に相当する額
- (2) テニスコート 午前8時30分前の利用にあっては午前8時30分から午前10時までにつき定められている<u>利用料金の基準額の</u>3分の2に相当する額、午後6時後の利用にあっては午後5時から午後6時までにつき定められている<u>利用料金の基準額</u>
- 5 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後に武道館を 専用利用する場合又は武道館若しくは合宿所の会議室、師範室若 しくは控室を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前9時 前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれ ぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10 日未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。 (1) 武道館並びに武道館及び合宿所の会議室 午前9時前の利用
- <u>料金の基準額の4分の1に相当する額</u> (2) 師範室及び控室 午前9時から午後9時までの時間1時間に

<u> つき定められている利用料金の基準額</u>

にあっては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用に あっては午後5時から午後9時までにつき定められている利用

- められている<u>使用料の額</u> の3分の1に相当する額 (2) ラウンジ 午前8時30分から午後9時までの時間1回につき 定められている使用料の額 の25分の2に相当する額
- 4 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後6時後に第2 陸上競技場、野球場(本球場)、野球場A、野球場B、野球場 C、ウォームアップ場、サッカー・ラグビー場、相撲場、多目的 広場(投てき場)若しくは多目的広場(クレイ)(以下「第2陸 上競技場等」という。)若しくはテニスコートを専用利用する場合又は第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー 場、テニスコート若しくは多目的広場(投てき場)の会議室を利用する場合の使用料 用する場合の使用料 は、当該午前8時30分前又は午後 6時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を 乗じて得た額とする。この場合において、その額に10日未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- (1) 第2陸上競技場等並びに第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場、テニスコート及び多目的広場(投てき場)の会議室 午前8時30分前の利用にあっては午前8時30分から正午までにつき定められている<u>使用料の額</u>の7分の2に相当する額、午後6時後の利用にあっては正午か

ら午後6時までにつき定められている使用料の額

- の1に相当する額 (2) テニスコート 午前8時30分前の利用にあっては午前8時30 分から午前10時までにつき定められている<u>使用料の額</u>の 3分の2に相当する額、午後6時後の利用にあっては午後5時 から午後6時までにつき定められている<u>使用料の額</u>
 - 5 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後に武道館を 専用利用する場合又は武道館若しくは合宿所の会議室、師範室若 しくは控室を利用する場合の使用料 前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれ ぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
 - (1) 武道館並びに武道館及び合宿所の会議室 午前 9 時前の利用にあっては午前 9 時から午後 1 時まで、午後 9 時後の利用にあっては午後 5 時から午後 9 時までにつき定められている<u>使用</u>料の額 の4分の1 に相当する額
- (2) 師範室及び控室 午前9時から午後9時までの時間1時間につき定められている使用料の額

- 6 高校生等以下の者が陸上競技場、第2陸上競技場等、トレーニング室、テニスコート若しくは武道館を専用利用する場合又は陸上競技場、第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場、テニスコート、多目的広場(投てき場)、武道館若しくは合宿所の会議室、ラウンジ、師範室、控室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の基準額は、この表及び前3項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものと
- 一陸上競技場を専用利用する者が当該専用利用に際し第2陸上競技場を専用利用する場合の利用料<u>金の基準額は、この表並びに第4項及び第6項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。</u>
- 3 第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場若しくは多目的広場(投てき場)を専用利用する者が当該専用利用に際し当該専用利用に係る施設の会議室を利用する場合又は多目的広場(クレイ)を専用利用する者が当該専用利用に際し多目的広場(投てき場)の会議室を利用する場合の利用料金は、無料と
- 9 入場料を徴収して陸上競技場、第2陸上競技場等、トレーニン グ室、テニスコート又は武道館を専用利用する者が当該専用利用 に際し陸上競技場、第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッ カー・ラグビー場、テニスコート、多目的広場(投てき場)、武 道館若しくは合宿所の会議室、ラウンジ、師範室、控室又は附属 設備及び器具を利用する場合(前項に規定する場合を除く。)の 利用料金の基準額は、この表及び第3項から第6項までに定める 額に2を乗じて得た額とする。
- 8 栃木県総合運動公園東エリアの利用料金の基準額

(1) 運動施設

盤

専用利用の場合

(7)~(7) 聚

r) 屋内水泳場

r		K
時法	tU	J
6	ζ	П
午後	7	1
2 V	噩	K
盐	辞	J
前 9	1	П
十)	∜
	今	

- 6 高校生等以下の者が陸上競技場、第2陸上競技場等、トレーニング室、テニスコート若しくは武道館を専用利用する場合又は陸上競技場、第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場、テニスコート、多目的広場(投てき場)、武道館若しくは合宿所の会議室、ラウンジ、師範室、控室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の使用料 は、この表及び前3項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 7 陸上競技場を専用利用する者が当該専用利用に際し第2陸上競技場を専用利用する場合の<u>使用料</u>は、この表並びに第4項及び第6項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
 - 8 第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場若しくは多目的広場(投てき場)を専用利用する者が当該専用利用に際し当該専用利用に係る施設の会議室を利用する場合又は多目的広場(クレイ)を専用利用する者が当該専用利用に際し多目的広場(投てき場)の会議室を利用する場合の使用料。は、無料とする
- 9 入場料を徴収して陸上競技場、第2陸上競技場等、トレーニング室、テニスコート又は武道館を専用利用する者が当該専用利用に際し陸上競技場、第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場、テニスコート、多目的広場(投てき場)、武道館若しくは合宿所の会議室、ラウンジ、師範室、控室又は附属設備及び器具を利用する場合(前項に規定する場合を除く。)の使用料 は、この表及び第3項から第6項までに定める

額に2を乗じて得た額とする。 8 栃木県総合運動公園東エリア使用料

(1) 運動施設

ア 器 イ 専用利用の場合

(プ)~(ウ) 路

(1) 屋内水泳場

K r] 盐 6 5 П 後 신 +13 E K 噩 盐 盐] 6 П 洄 + \oplus 尔

|X|

菜

较

	7 入場料を徴収す 入場料を徴収しない場合の <u>使用*</u> 1 ろ 場 合 <u>の額 </u>	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	プリー 入場料を徴収しない場合の <u>使用*</u> 1 る場合 <u>の額</u> C5を乗じて得た額
- L		1 1 7	
	入場料を徴収す 入場料を徴収しない場合の利用料 る場 金の基準額に5を乗じて得た額	略	入場料を徴収す
ر بر در	1	1 7	ر م ا

(才) 略

密

- (2)~(2) 路
- (6) 附属設備及び器具

	谷
尔	
掛	
蕉	
額	

備考

- 1.2 略
- 3 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後にメインアリーナ、多目的スタジオ若しくは体育館分館(以下「メインアリーナ等」という。)若しくは屋内水泳場を専用利用する場合又は会議室、控室、貴賓室若しくはロッカールームを利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- (1) メインアリーナ等及び会議室 午前9時前の利用にあっては 午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあっては午後 5時から午後9時までにつき定められている<u>利用料金の基準額</u> の4分の1に相当する額
- (2)屋内水泳場及び控室 午前9時から午後9時までの時間1時間につき定められている利用料金の基準額
- (3) 貴賓室及びロッカールーム 午前9時から午後9時までの時間1回につき定められている利用料金の基準額の12分の1に相当する額
- 4 高校生等以下の者がメインアリーナ等若しくは屋内水泳場を専用利用する場合又は会議室、控室、貴賓室、ロッカールーム若しくは附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の基準額は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合に

- (4) 略
- (2)~(2) 略
- (6) 附属設備及び器具
 (6) 財産設備及び器具

 区分
 使用

菜

備考

密

1 · 2 ·

- 3 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後にメインアリーナ、サブアリーナ、多目的スタジオ若しくは体育館分館(以下「メインアリーナ等」という。)若しくは屋内水泳場を専用利用する場合又は会議室、控室、貴賓室若しくはロッカールームを利用する場合の使用料 は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- (1) メインアリーナ等及び会議室 午前9時前の利用にあっては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあっては午後5時から午後9時までにつき定められている<u>使用料の額</u>
 - の4分の1に相当する額
- (3) 屋内水泳場及び控室 午前9時から午後9時までの時間1時間につき定められている使用料の額
- (3) 貴賓室及びロッカールーム 午前9時から午後9時までの時間1回につき定められている使用料の額 の12分の1に相当する額
- 4 高校生等以下の者がメインアリーナ等若しくは屋内水泳場を専用利用する場合又は会議室、控室、貴賓室、ロッカールーム若しくは附属設備及び器具を利用する場合の使用料 は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合に

- 当該端数を切り おいて、その額に10円未満の端数があるときは、 捨てるものとする。
- 5 入場料を徴収してメインアリーナ等又は屋内水泳場を専用利用 ルーム又は附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の基準額 ロッカ この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。 する者が当該専用利用に際し会議室、控室、貴賓室、

当該端数を切り おいて、その額に10円未満の端数があるときは、 拾てるものとする。

5 入場料を徴収してメインアリーナ等又は屋内水泳場を専用利用 ルーム又は附属設備及び器具を利用する場合の<u>使用料</u> する者が当該専用利用に際し会議室、控室、

この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。

管理及び使用料条例の一部改正) (とちぎスポーツ医科学センター設置、

とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例(令和元年栃木県条例第11号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 公祭 괦

温 띰 改

とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例

(使用料)

₩

当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。

とちぎスポーツ医科学センター設置及び管理条例

滚

띰

改

ただし、知事が特別の理由があると認める 第13条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 使用料は、前納とする。

きは、この限りでない。

別表に掲げる基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準

額に1.5を乗じて得た額までの範囲内において、

指定管理者に支払わなければならない

利用料金は,

 $^{\circ}$

利用者は、

第13条

(利田均金)

指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知

指定管理者が定める

(伸用料の免除)

使用料の全部又は一 知事は、特別の理由があると認めるときは、 部を免除することができ 第14条

(使用料の不環件)

還付しない。ただし、知事が特別の理由 その全部又は一部を還付することができる。 既に納付した使用料は、 があると認めるときは、 第15条

第16条

(第13条関係) 別表

領	利	用	M	分	承	田	者	唐	位	使	用料	
	 盤											

(利用料金の免除等)

指定管理者は、利用料金をその収入として収受する。

 \Im

事の承認を受けなければならない

この場合において、

あらかじめ知事の承認を受けて定めた基準によ 又は還付することができ 利用料金の全部又は一部を免除し 指定管理者は、 Š

(第13条関係) 別表

利	落
基準額	
単位	
利 用 者	
分	
M	
用	
承	松

	1		
8		1	
ďπ			
頭尾	m K		
10 +/,	温 /		
1	顺		
,,-·	¥ /		
<u> </u>	1		
は、7人以上の団体が利用する場合の	(教育委員会事務局スポーツ振興課)		
\ \ \ \ \	T V		
田	ш <u>н</u>		
	发		
I J	λ // 1π <u>1</u> π		
<u>₹</u>	ا _{السا} ا 11ء		
	11111/ 1/14		
	业		
ì	Ym.		
+6	**		
~			
l vo			
類や			
- 略 括弧書の <u>使用料の額</u> 使用料の額 である。			
<u>₹</u> , I			
围			
6 額			
# 6			
京			
器			
世			
無 1 2			
無			
	+		
ė			
ĮΠ			
影			
, No			
To the			
1			
₹ ¥			
1 4			
<u>П</u>			
, ×	v°		
1	to		
<u> </u>	Ĺ		
	薆		
₹.	2		
題	Ŕ		
	Ш		
基る	T		
6 48	町		
金で	4		
薬 類	一		
田	5		
到基	*		
[<₽		
曹金	= 1		
誤熟			
等 略 括弧書の <u>利用料金の基準額</u> は、7 人以上の団体が利用する場合の 利用料金の基準額である。	本 多		
NO NO	附 則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。		
備 1 2	0		
禁			
]	I	